

(別記第3号様式)

記憶装置のデータ消去及び破壊仕様書

(趣旨)

第1 記憶装置のデータ消去及び破壊仕様書（以下「本仕様書」という。）は、知事部局が管理するシステム及び端末（以下「情報システム」という。）のデータ消去及び破壊について必要な事項を定めるものとする。ただし、次の各号の何れかに該当する場合は処理に代えることが出来るものとする。

(1) 政府機関等（サイバーセキュリティ基本法に定める国の行政機関、独立行政法人及び指定法人をいう。以下同じ。）が定めた制度に基づいて、要求する基準に基づいたセキュリティ対策を実施していることが確認されたクラウド（事業者等によって定義されたインタフェースを用いた、拡張性、柔軟性を持つ共用可能な物理的又は仮想的なリソースにネットワーク経由でアクセスする仕組みをいう。）の記憶装置

(2) 処理が実施されたことを政府機関等又は第三者機関によって認証等されることが明らかと県が認めた場合

(用語の定義)

第2 本仕様書において用いる用語の定義は、次の各号に掲げるところによる。

(1) 記憶装置とは、情報システムが停止した後もデータの保存を継続する装置のことをいう。

(2) ハードディスク（以下「HDD」という。）とは、記憶装置のうち、磁気によりデータを記憶する装置をいう。

(3) その他の記憶装置とは、HDD以外の記憶装置のことをいう。

(4) 処理とは、情報システムの記憶装置にかかるデータ消去又は破壊を行う行為をいう。

(処理場所)

第3 処理場所は、県組織の敷地内とする。なお、情報システムの記憶装置の設置場所が県組織の敷地外にある場合は、当該設置場所にて処理を行うこと。

(処理者)

第4 県から委託を受けた者（以下「受託者」という。）又は受託者から処理を請け負った者（以下「請負者」という。）とする。なお、第7の1のただし書きに該当する場合を除き、処理は立ち会いも含め2名以上で実施すること。

(HDDの処理手順)

第5 処理者は、障害等による交換を含め機器を撤去する前に、処理場所において、HDD上の情報を本仕様書で規定する方法で全て消去（以下「完全消去」という。）すること。

なお、完全消去が出来ない場合は、物理的又は磁気的な方法により破壊すること。

ただし、マイナンバー利用事務系システムの記憶装置については、すべて物理的な方法により破壊すること。

（その他の記憶装置の処理手順）

第6 その他の記憶装置は、障害等による交換を含め機器を撤去する前に、処理場所において、その他の記憶装置上の情報を本仕様書で規定する方法で完全消去すること。なお、完全消去が出来ない場合は、物理的な方法により破壊すること。

ただし、マイナンバー利用事務系システムのその他の記憶装置については、すべて物理的な方法により破壊すること。

（立ち会い）

第7 受託者又は請負者が処理を行う場合は、原則として、県職員が立ち会うものとする。ただし、予期し得えず開庁時間以外で処理を行わなければならない場合（以下「緊急処理」という。）、受託者又は請負者が第7の2で定める手続き（以下「代行手続き」という。）を実施することにより、県職員の立ち会いを要しないこととする。

2 代行手続きは、次のとおりとする。

（1）緊急処理の内容を記した報告書（別記第1号様式。以下「緊急処理報告書」という。）及び処理をしたと判る資料（写真、データ消去証明書等）を県に提出すること。

（2）緊急処理報告書は、処理した日の翌開庁日までに提出すること。

（完全消去）

第8 データ消去は、論理又は物理フォーマットではなく、データ消去ツールを用い、米国立標準技術研究所規格（NIST SP800-88）の消去の方式により行うこと。なお、本方式と同等以上のレベルでデータ消去をおこなえる場合は本方式以外を用いても構わないものとする。

（磁気破壊装置）

第9 処理者は磁気的な破壊を行う場合は、特段の事由がない限り、県が用意する磁気データ消去装置（以下「県磁気破壊装置」という。）にて破壊を行うこと。県磁気破壊装置で破壊を行わない場合、同等以上のレベルで破壊する装置を用いること。

（処理同等措置）

第10 受託者又は請負者は、処理と同等の措置（以下「処理同等措置」という。）を行うことが出来ると考える場合は、次の各号に掲げる事項を全て満たすことが出来ると分かる内容を記した申請書（別記第2号様式。以下「処理同等措置利用申請書」という。）を予め県に対し提出することができるものとする。この場合、処理同等措置利用申請書の内容を県が認めた場合に限り、受託者又は請負者は処理同等措置を行うことが出来るものとする。ただし、処理同等措置は処理場所において行わなければならない。

（1）処理場所にて、記憶装置に対し暗号化や専用ツール等によるセキュリティロックをかける等の技術的安全対策（以下「技術的安全対策措置」という。）が可能であること。

（2）技術的安全対策措置を実施した場合、データ復元ソフト等を利用しても記憶装置に記憶された情報を読み出すことは一切不可能であること。

（3）技術的安全対策措置を実施した後は解除することが不可能であること。

和歌山県知事 様

(団体名)
(処理者)
部署名
職 名
署 名 _____

緊 急 処 理 報 告 書

下記のとおり緊急処理を実施したので報告します。
なお、報告に反して緊急処理を実施していなかった場合、本報告書で署名した者は連帯して一切の責任を負います。

記

- 1 契約件名
- 2 緊急処理を行った理由
- 3 緊急処理の実施日時
年 月 日、 時 分
- 4 緊急処理の実施場所
- 5 緊急処理の内容
- 6 報告者以外の処理者（複数で処理を行った場合のみ記述）

(団体名)
(処理者)
部署名
職 名
署 名 _____

(団体名)
(処理者)
部署名
職 名
署 名 _____

(団体名)
(処理者)
部署名
職 名
署 名 _____

(団体名)
(処理者)
部署名
職 名
署 名 _____

(注) 処理をしたと判る資料（写真、データ消去証明書等）を添付すること

和歌山県知事 様

(団体名)

(代表者)

職名

氏名

代表者印

処 理 同 等 措 置 利 用 申 請 書

下記の契約で利用する規則装置の交換又は廃棄にあたり、「記憶装置のデータ消去及び破壊仕様書」に規定する処理同等措置の利用を認めて頂くようお願いします。

なお、下記に反した処理を行った場合又は下記の処理同等措置を行った場合でも記憶装置に記憶された情報を読み出すことが出来た場合は一切の責任を負います。

記

1 契約件名

2 処理同等措置の内容

(1) 処理場所にて、記憶装置に対し専用ツール等によるセキュリティロックをかける等の技術的安全対策（以下「技術的安全対策措置」という。）が可能です。

(具体的な措置内容)

(2) 技術的安全対策措置を実施した後は、データ復元ソフト等を利用しても記憶装置に記憶された情報を読み出すことは一切不可能です。

(具体的な措置内容)

(3) 技術的安全対策措置を実施した後は、解除することが一切不可能です。

(具体的な措置内容)